

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄各学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
文部科学省高等教育局高等教育企画課

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

本日、農林水産省より、岡山県倉敷市の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患者が確認された旨の発表があり（別紙1）、政府においては、鳥インフルエンザ関係省庁連絡会議が開かれ、情報共有がなされたところです（別紙2）。

鳥インフルエンザへの対策については、既に令和4年9月30日付け事務連絡において、同様の対応をお願いしていますが、各学校の設置者におかれては、休日等の児童生徒等の野外における諸活動を含め、下記の点について、設置する当該学校に対して周知し、適切に対応するようお願いいたします。

また、これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（以下、専修学校・各種学校を含む）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

記

1. 一般的な感染予防対策の徹底

児童生徒等に対し、手洗いなどの一般的な感染予防対策を徹底させること。

2. 児童生徒等や教職員等に対する野鳥・家きん・飼育動物等への対応等の周知徹底等 環境省作成の「野鳥との接し方」(別紙3)を参考にし、

- (1) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- (2) 死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。
- (3) 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- (4) 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- (5) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

また、鳥や動物を飼育している場合については、

- (6) それらが野鳥と接触しないようにすること。
このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。
また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

3. 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

(本件照会先)

<学校における保健管理について>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

TEL 03-5253-4111 (内線2976)

FAX 03-6734-3794

<学校における飼育動物について>

文部科学省初等中等教育局

教育課程課教育課程第一係

TEL 03-5253-4111 (内線2903)

FAX 03-6734-3734

<専門高校における飼育動物について>

文部科学省初等中等教育局

参事官(高等学校担当)付産業教育振興室

TEL 03-5253-4111 (内線2384)

FAX 03-6734-3727

ホーム > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > [岡山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について](#)

プレスリリース

岡山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

[Tweet](#)

[印刷](#)

令和4年10月28日
農林水産省

本日（10月28日（金曜日））、岡山県倉敷市の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン国内1例目）が確認されました。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

なお、我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.農場の概要

所在地：岡山県倉敷市

飼養状況：採卵鶏(約17万羽)

2.経緯

(1) 昨日（10月27日（木曜日））、岡山県は、同県倉敷市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施しました。

(2) 同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明しました。

(3) 本日（10月28日（金曜日））、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3.今後の対応

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

1. (1) 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、

(2) 農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、

(3) 半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等

必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。

4. 岡山県知事との意見交換等により、岡山県と緊密な連携を図る。

5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。

6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の職員を現地に派遣。

7. 岡山県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。

- 8.「疫学調査チーム」を派遣。
- 9.全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
- 10.関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.その他

(1) 我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

<添付資料>

[総理指示\(PDF: 54KB\)](#)

お問合せ先

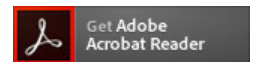
消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、金子

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

(別紙2)

高病原性鳥インフルエンザ発生状況について

農林水産省

令和4年10月28日

1	高病原性鳥インフルエンザとは	…	1
2	高病原性鳥インフルエンザの発生事例について	…	2
3	防疫措置状況	…	3
4	過去の発生事例	…	4
5	韓国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況	…	5
6	欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況	…	6
7	北米における高病原性鳥インフルエンザの発生状況	…	7
8	輸出への影響	…	8

1 高病原性鳥インフルエンザとは

(1) 原因（病原体）

○ I Eが作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス

元気消失



(2) 対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

(3) 症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。

急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症：海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

(4) 発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29、令和2、3年度に発生。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている。

2 高病原性鳥インフルエンザの発生事例について

(1)国内1例目の概要 (H5亜型)

①場所・飼養規模 : 岡山県倉敷市の養鶏場(採卵鶏)、約17.0万羽

②周辺農場 : 3km圏内 2戸・25.5万羽 、 3km-10km圏内 6戸・86.4万羽 、 合計 8戸・111.9万羽

③発生経緯

・10月27日(木)、養鶏場で鶏の死亡が増加したことを受け、岡山県家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、同日16時05分、簡易検査陽性と判明。

・同家畜保健衛生所がPCR検査を実施し、国による確認の結果、28日(金)7時00分に疑似患畜と確定。

(2)国内2例目の概要 (H5亜型)

①場所・飼養規模 : 北海道厚真町の養鶏場(肉用鶏)、約17.0万羽

②周辺農場 : 3km圏内 2戸・32.3万羽 、 3km-10km圏内 6戸・38.2万羽 、 合計 8戸・70.4万羽

③発生経緯

・10月27日(木)、養鶏場で鶏の死亡が増加したことを受け、北海道家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、同日18時00分、簡易検査陽性と判明。

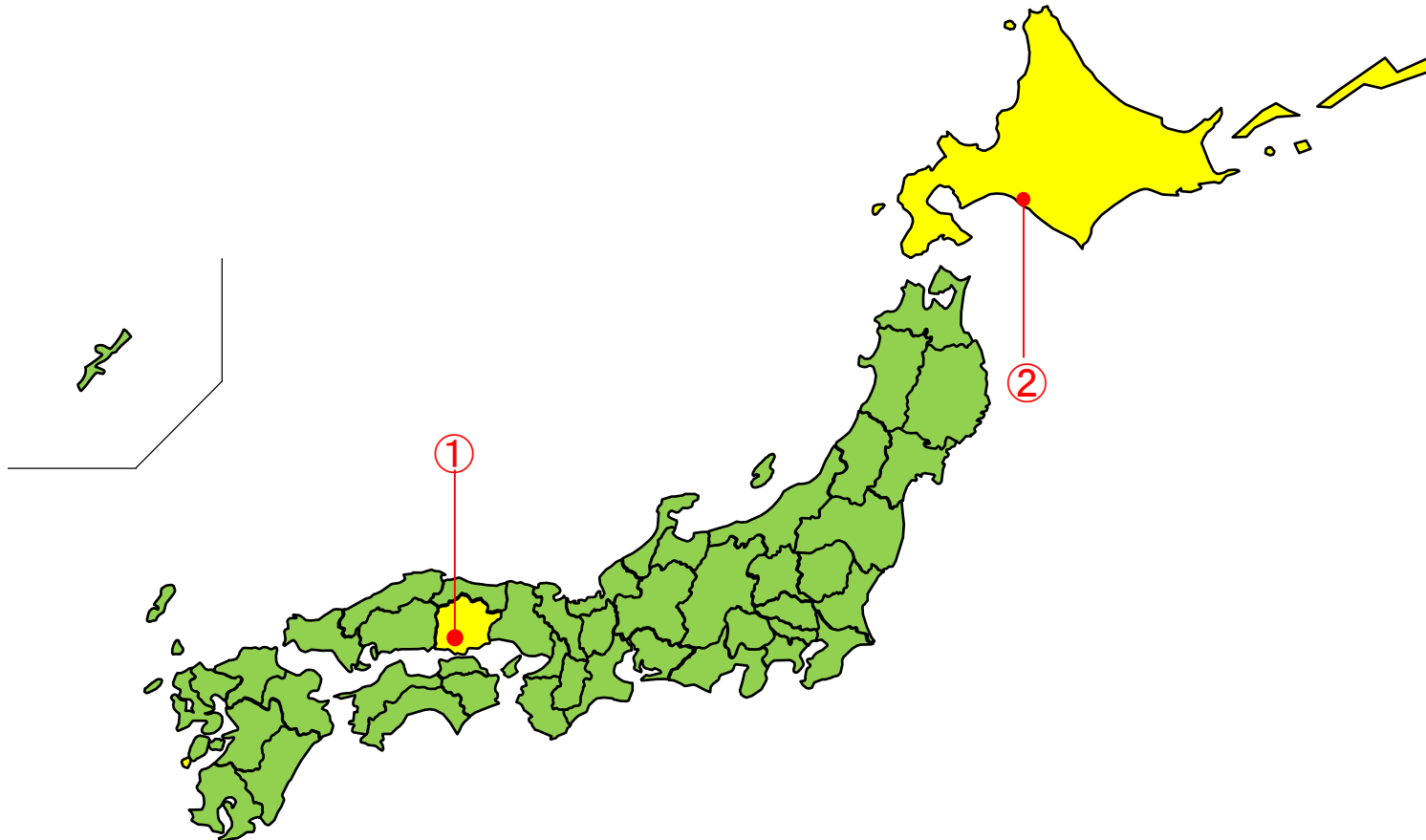
・同家畜保健衛生所がPCR検査を実施し、国による検査の結果、28日(金)10時00分に疑似患畜と確定。

3 高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況

令和4年10月28日 10時30分現在

事例数：2事例（防疫措置対象：2農場 0施設 約34.0万羽）				農林水産省 対策本部	防疫対応状況（予定は最短の場合）					
発生場所		発生日 ※1	飼養羽数 ※2、3		措置完了日（0日目）		10日目	～	21日目	
					防疫措置（殺処分、消毒等） 開始	完了	清浄性 確認検査	搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除	
①	岡山 1	養鶏場 （岡山県倉敷市）	令和4年 10月28日	約17.0万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	10月27日	10月28日 7時00分	-	-	-	-
②	北海道 1	養鶏場 （北海道厚真町）	令和4年 10月28日	約17.0万羽 （肉用鶏・平飼い）	10月28日	10月28日 10時30分	-	-	-	-

※1 疑似患者と確認した日 ※2 飼養羽数は疑似患者確認時の羽数
 ※3 飼養方法は主として疫学調査結果から引用。ただし、疫学関連農場については疫学調査を実施していないため飼養方法は記載せず。



4 過去の発生事例～近年の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応

<平成15年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

1～3月…3府県4事例 約27万羽 (山口県、大分県、京都府)
 (※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生)

<平成18年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

1～2月…2県4事例 約16万羽 (宮崎県、岡山県)

<平成22年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

11～3月…9県24事例 約183万羽 (島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県)

<平成26年度の発生> H5N8亜型 (高病原性)

4月…1県1事例 約10万羽 (熊本県)
 12～1月…4県5事例 約35万羽 (宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県)

<平成28年度の発生> H5N6亜型 (高病原性)

11～3月…9道県12事例 約166万羽 (青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県)

<平成29年度の発生> H5N6亜型 (高病原性)

平成30年1月…1県1事例 約9.1万羽 (香川県)

<令和2年度の発生> H5N8亜型 (高病原性)

11～3月…18県52事例 約987万羽 (香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県)

<令和3年度の発生> H5N1亜型/H5N8亜型 (高病原性)

11～5月…12道県25事例 約189万羽 (秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道)

<平成17年度の発生> H5N2亜型 (低病原性)

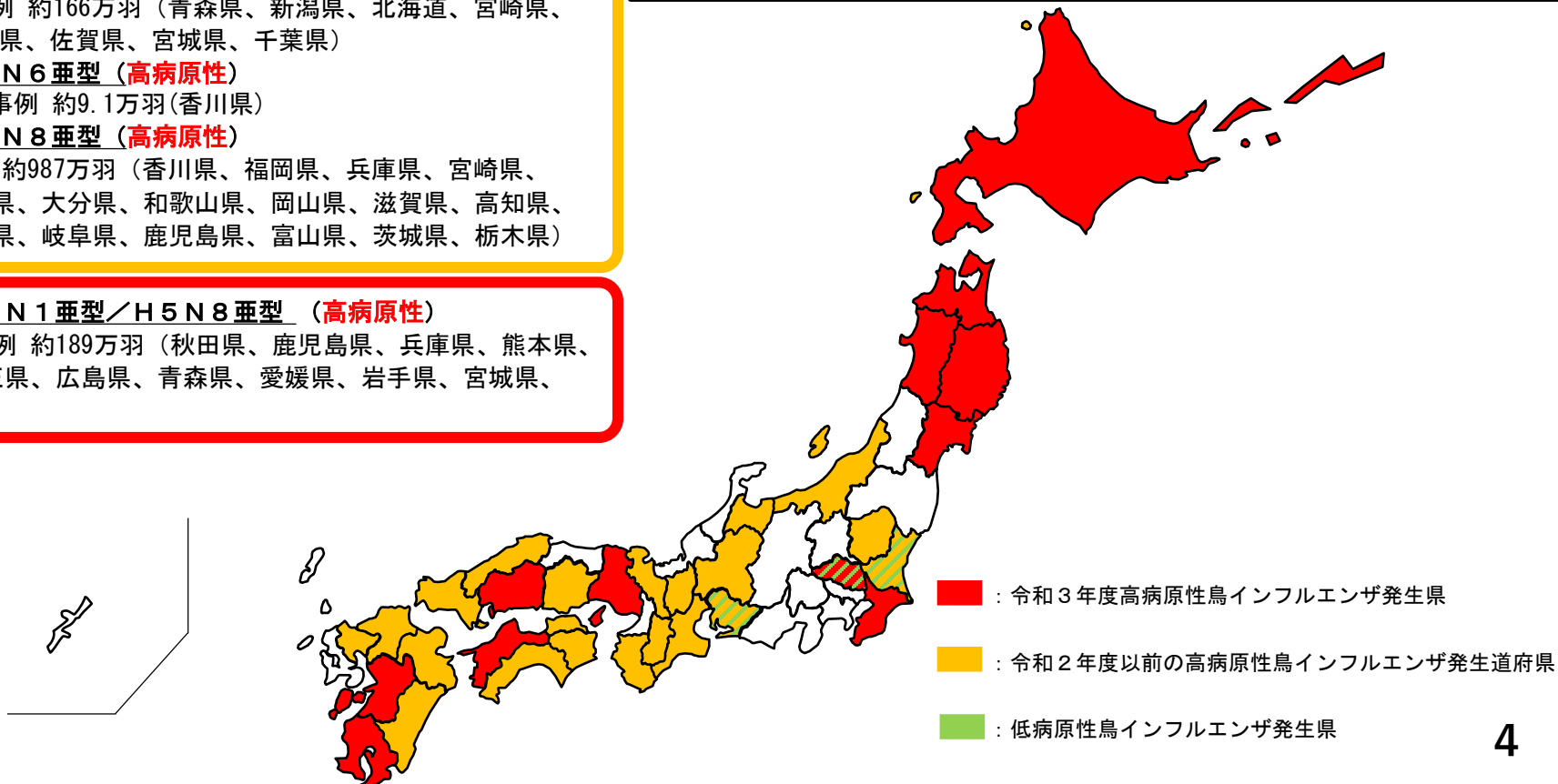
6～12月…2県41事例 約578万羽 (茨城県、埼玉県)

<平成20年度の発生> H7N6亜型 (低病原性)

2～3月…1県7事例 (うずら) 約160万羽 (愛知県)

※野鳥における発生 (高病原性)

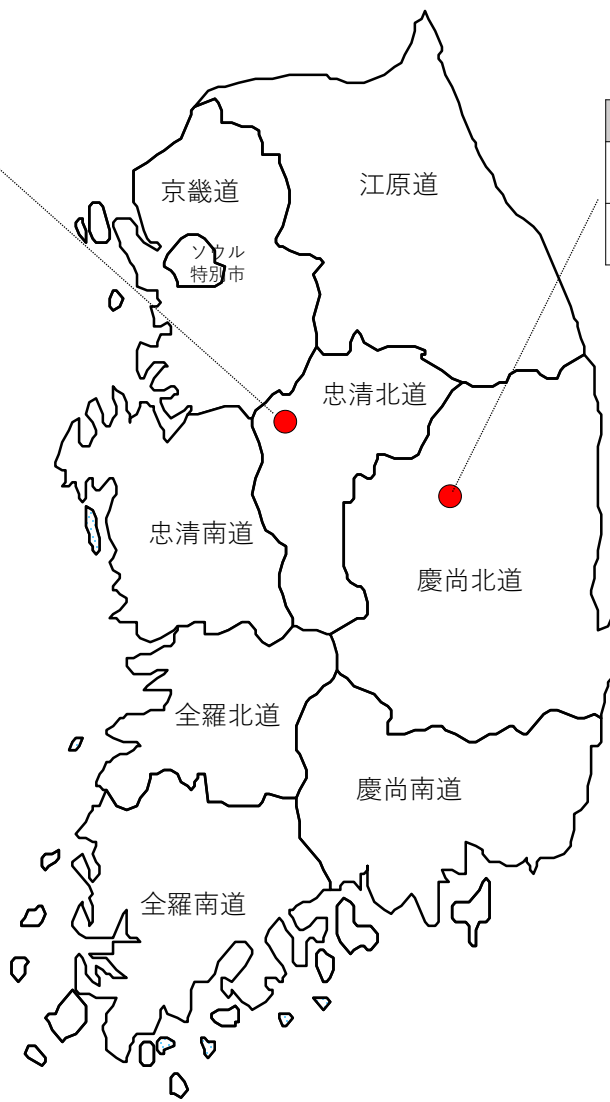
- ・平成20年 全3県
- ・平成22～23年 全16県
(他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認)
- ・平成26～27年 全6県12例 (H5N8型)
- ・平成28～29年 全22都道府県 218例 (H5N6型)
- ・平成29～30年 全3都県45例 (H5N6型)
- ・令和2～3年 全18道県58例 (H5N8型)
- ・令和3～4年 全8道府県107例 (H5N1型/ H5N8型)



5 韓国の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況（2022年10月以降）

忠清北道			
2022.10.26	鎮川郡	H5N1	肉用アヒル

慶尚北道			
2022.10.17	醴泉郡	H5N1	種アヒル
2022.10.21	醴泉郡	H5N1	肉用種鶏



2022年10月27日時点
農林水産省動物衛生課

出典：韓国農林畜産食品部
※日付は症状が確認された日または検体採取日

济州道

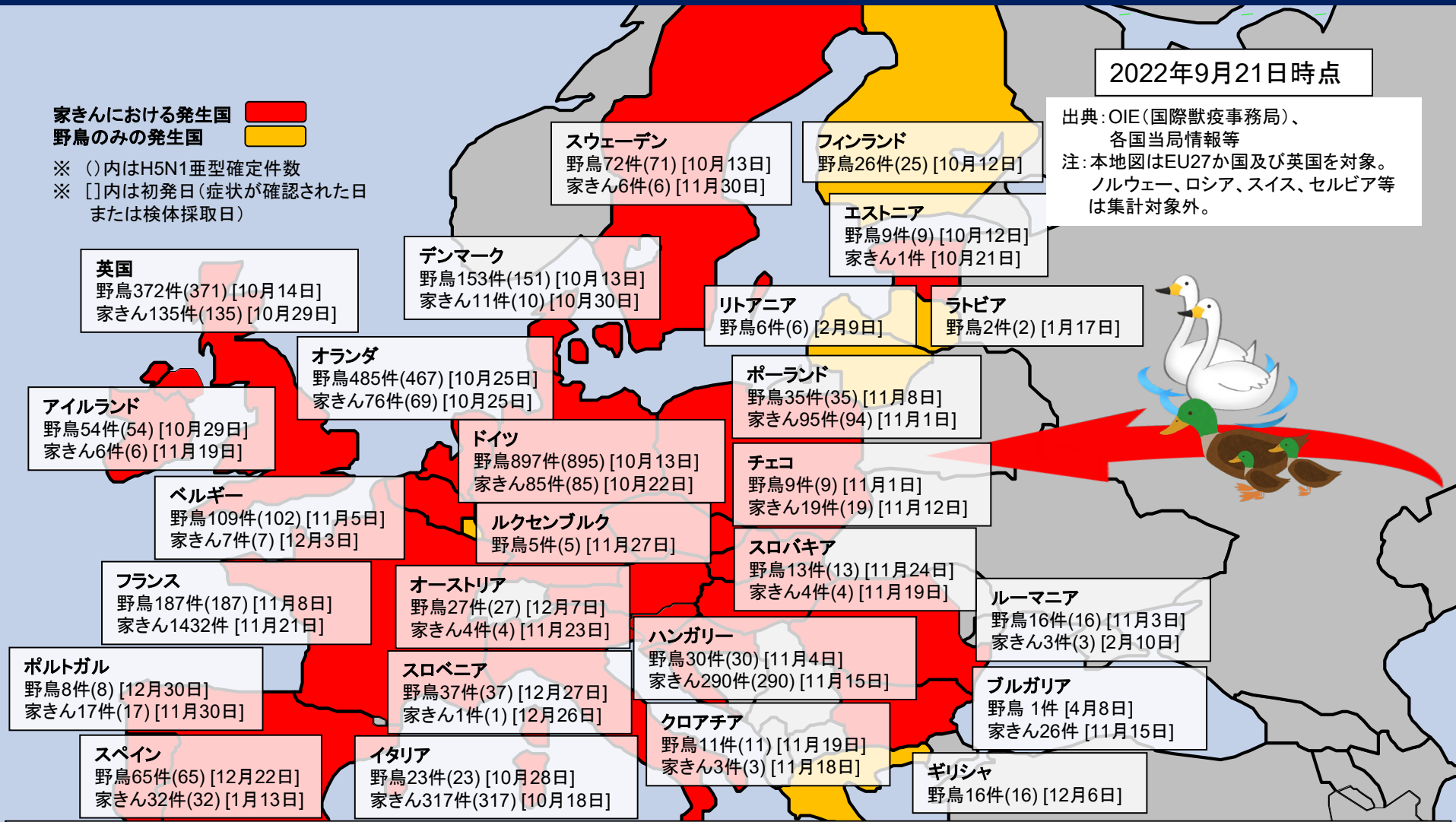
6 欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2021年10月以降)

2022年9月21日時点

出典: OIE(国際獣疫事務局)、
各国当局情報等
注: 本地図はEU27か国及び英国を対象。
ノルウェー、ロシア、スイス、セルビア等
は集計対象外。

家きんにおける発生国 ■
野鳥のみの発生国 ■

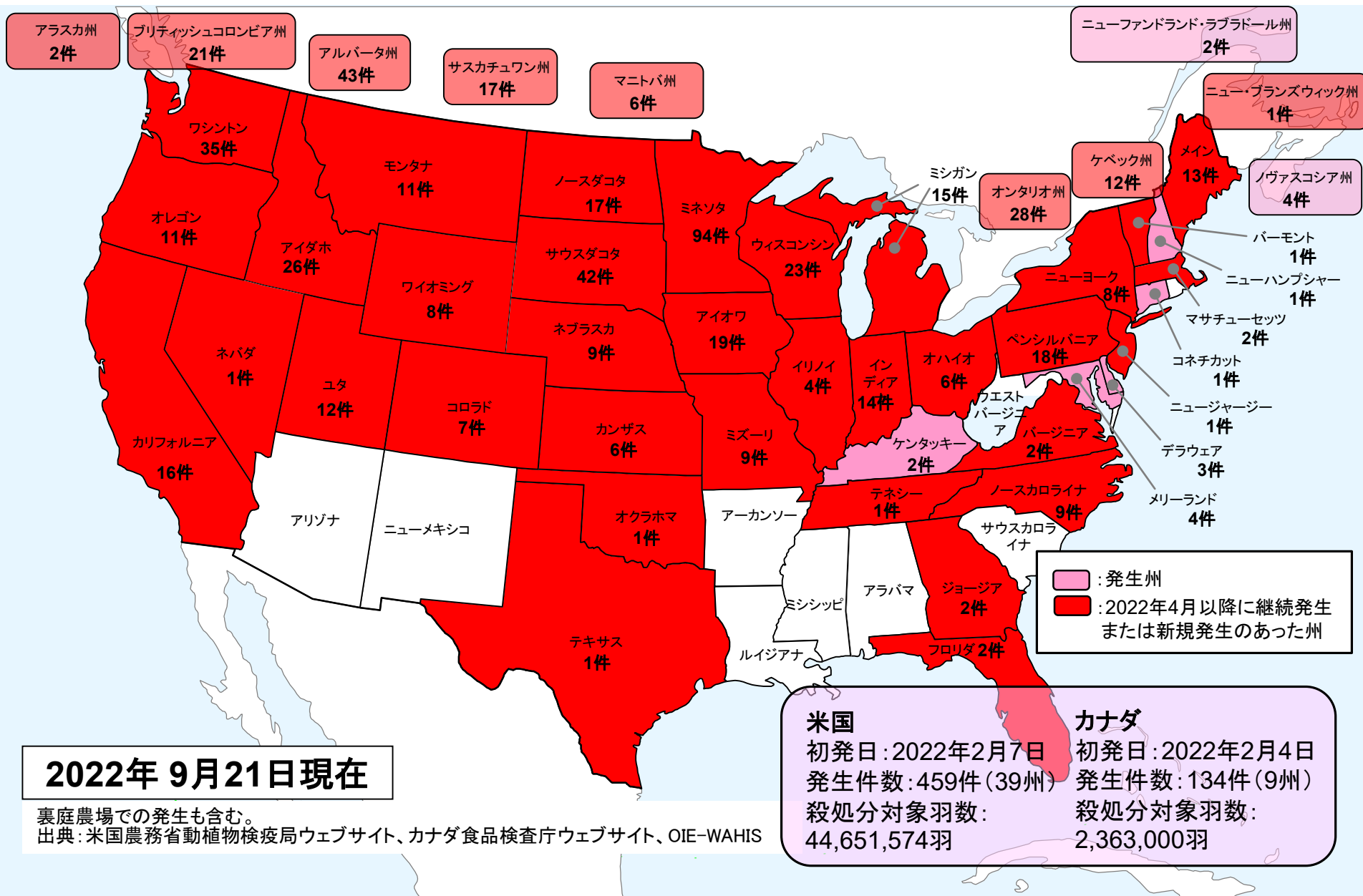
※ ()内はH5N1亜型確定件数
※ []内は初発日(症状が確認された日
または検体採取日)



【今シーズンの発生に関するFAO(国連食糧農業機関)の見解】
 ヨーロッパ西部で渡り鳥にH5亜型のHPAIが確認されており、渡り鳥の飛行ルート上にある国では侵入リスクが高い。
 9月中旬にロシア南東部の野鳥からH5N1 HPAIが検出されたのを皮切りに、ウイルスが西方に移動していることが報告されている。

【今シーズンの発生に関するEC(欧州委員会)の見解】
 夏にロシアのカザフスタン国境付近の野鳥及び家きんにおいてH5N1 HPAIが発生。
 9月末にチェコで確認されたH5N1ウイルスは、2021年の春から夏に欧州で確認されたH5N1ウイルスとは異なる遺伝子型であった。

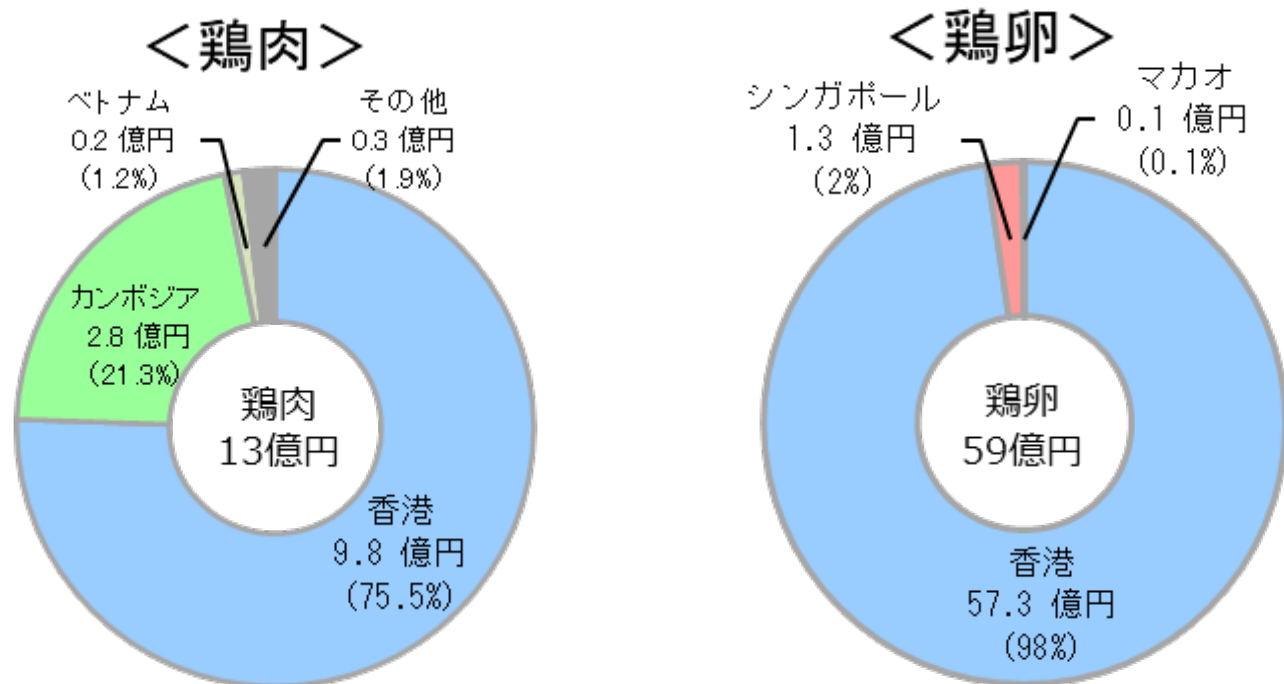
7 北米の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2021年10月以降)



8 輸出への影響

- 1 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された場合、同日から、日本全国の家きん肉及び卵に対する輸出検疫証明書の交付を一時停止。
- 2 速やかに輸出相手国との協議を開始し、非発生県からの輸出の継続及び防疫措置が完了した県からの輸出再開を実現する。

【参考：鶏肉及び鶏卵の輸出実績(2021年)について】



野鳥との接し方について

○同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。

○死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。

○日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。

○野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

○不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。